

基調講演：シンクタンクと情報法研究

小向太郎^{†1}

この講演では、情報通信分野の民間研究所（シンクタンク）で行ってきた情報法に関わる仕事を振り返りつつ、1990年代から現在までの情報法研究との関係について考察する

The Cyber Law Study in a Think Tank

TARO KOMUKAI^{†1}

This keynote lecture includes the experience in a research institute specialized in ICT and its implication for the cyber law study in the period of emerging internet.

1. シンクタンクの仕事

1.1 仕事の概要

この講演では、情報通信分野の民間研究所（シンクタンク）で行ってきた情報法に関わる仕事を振り返りつつ、1990年代から現在までの情報法研究との関係について考察することにしたい。株式会社情報通信総合研究所において、1991年から2016年3月まで、ほぼ一貫して情報化と法制度に関する研究を行ってきた。コンピュータの普及やインターネットの発展によって、情報通信業界もそれを取り巻く法制度も急速な変化を遂げた時期であり、新しい動きに常に驚かされながら仕事を続けてきた。対象としてきたテーマは次のようなものである。

- (1) 情報化の進展で生じる法的課題：個人情報保護、情報セキュリティ、知的財産権保護、サイバー犯罪対応等
- (2) 情報通信サービスを行う上での法的課題：新規サービスの法的課題等
- (3) 情報通信産業の制度的課題：IP化や利用の高度化に対応した通信制度の在り方等

1.2 デジタル・ネットワークと法制度

既存の法制度では情報化にうまく対応できないのではないかという指摘は、既に1990年代の初めから行われていた^a。しかし、本格的に顕在化したのは1990年代の終わりであり、その頃に、インターネット接続の一般化（OSへの標準装備、常時接続の提供）やモバイル・インターネットの

登場によって、情報のデジタル化、ネットワーク化が加速した。デジタル・ネットワークによって、情報と有体物との結びつきが希薄化し、従来の「物」との結びつきに依存していた制度を動揺させ続けているのである^b。

複製や伝送による劣化が少ないデジタル情報は大量の複製が低コストで可能となり、情報の爆発的な増殖をもたらしている。また、デジタル情報は、加工・改変を柔軟に行いやすく、その痕跡が残らない。これは、証拠の真正性が重要な法執行の世界では、極めて深刻な問題である。デジタル情報を証拠として使うには、証拠として確かであることを証明するための技術やルールが必要になる。

さらに、インターネットの普及は、デジタル情報の流通をより容易にした。ランダムアクセスとメッシュ型ネットワークを基本的な特徴とするインターネットは、そのオープンな性格から利用を広げ飛躍的な発展を遂げた。その一方で、インターネットは、全体を統括するコンピュータの存在しない分散型のネットワークであるため、情報の伝送や経路の把握が困難な面がある。これも既存制度の適用を難しくする要因となっている。また、ネットワークのIP（インターネット・プロトコル）化がもたらした、伝送路の共有化・効率化による伝送費用の低下は、従来とはレベルの異なる情報の拡散を生じており、情報に起因するさまざまな問題を大規模で深刻なものにしている。

1.3 ICTビジネスと情報法

デジタル・ネットワークの発展に対応するために、法制

^{†1} 日本大学
Nihon University.

^a 名和（1991）等

^b デジタル・ネットワークの法制度への影響に焦点を当てた情報法の全体的な体系については、小向太郎『情報法入門（第3版）デジタル・ネットワークの法律』NTT出版（2015年3月）を参照。

度も変化を余儀なくされる。そして、こうした変化は当然 ICT ビジネスの実務にも影響が大きい。

インターネットの普及当初は、法律で禁止されているような情報や社会的に不適当と思われる情報（ポルノや反社会的情報）が大量に流通しているにもかかわらず、既存の法律による取締りがなされていないようにみえた時期がある。社会的に「悪いこと」とされているものに対して、どのようにして情報流通の自由と社会秩序とのバランスを取っていくかということは、情報法の議論の中心となっている。どのようなアプローチがとられるかということは、実務にも大きく影響する。

また、新たに登場するビジネスやソリューションが、プライバシーや知的財産権を脅かすのではないかと懸念も、技術の発展とともに増加している。このような利便性と懸念のトレードオフをどのように考えるかというテーマも重要である。

2. 繰り返し議論されてきた課題

2.1 インターネット規制と自由

当初から、インターネット規制に対しては強い反発があり、サイバースペースは独立国家であるとするものや、外からのいかなる規制からも自由であるべきだという意見が強力に主張されていた（セルフガバナンス論）。サイバースペースの行動が現実世界に影響を与える以上、現実世界の法律・制度が一切適用されないという考え方には無理がある。実際には、1994 年前後から各国でサイバースペース上の行為に対しても既存の法律が適用されてきた。しかし、踏み込んだ規制の導入に関しては、インターネットを支えるコンセプトや表現の自由の観点から反対も大きく、自主的な規律と法的拘束力のある規制をどのように適用していかは現在に至るまで議論されている。

2.2 情報利用の激増と個人情報保護

わが国における個人情報保護は、1990 年代後半になって急激に注目を集めるようになった。これにはさまざまな要因があるが、デジタル化やネットワーク化の発展が大きく影響していることは疑いがない。デジタル・ネットワークが広く普及している現在では、一度公開された情報は、あとから完全に消し去ることができない。自分が知らないうちに、思いもかけないような形で自分のことを知られてしまうことには、恐怖や不安を感じる人も多いであろう。しかし一方で、自分のことを他人に知ってもらおうということは、社会のなかで生きていくために不可欠なことである。さまざまなデータの活用が社会全体に役立つことが期待されるなかで、どのようなルールが望ましいかという課題は重要性を増している。

2.3 情報セキュリティと通信の秘密

わが国では、通信の秘密として保護される情報が、個別の通信に関する情報全般にわたる。例えば、インターネットで標準的に用いられている TCP/IP の通信方式では、通信データが細かくパケットに分けて送信され、それぞれのパケットに宛先等が記されたヘッダ情報が付加されている。従来の見解によれば、これらのヘッダ情報も原則として通信の秘密に該当することになるため、例えば ISP 等の電気通信事業者が自社のサーバやルータを経由する迷惑メールへの対策や、集中的な大量通信の制限などの情報セキュリティ対策を行うことも、通信の秘密の侵害であって、正当業務行為等として違法性が阻却される場合のみ許されることになる。一方で、サイバー攻撃の深刻化を踏まえて情報セキュリティ対策を強化すべきであるという意見も強まっており、通信の秘密保護とのバランスをどのように取るかが課題となっている。

3. 情報法研究と実務

3.1 導入検討の事例

ICT を利用した新たな製品やサービスが現れた際に、それによって新たな問題が懸念される場合がある。最近では、ビッグデータや IoT (Internet of Things), M2M (Machine to Machine) の進展によって、さまざまなデータが収集されている。こうした情報が集積処理されることで次々と新たな情報が生み出されている。その一方で、こうした技術革新によって、従来とは違ったプライバシーや個人情報に関する懸念も生じている。このような情報利用がどのような範囲で許容されるのかを検討することは、情報法研究が最もわかりやすく実務に寄与できる場面といえる。

3.2 情報化関連政策

デジタル化やネットワーク化に対応するために法律や制度に求められることとしては次のようなものがあり、こうした検討に寄与することも情報法研究の重要な役割であろう。

1. 情報化が適切に進むような制度の実現
 - ・環境整備：情報化を促進させるための政策実施・ルール整備
 - ・規制緩和：情報化を阻害する法制度の見直し
2. 新たに発生する問題に関して必要なルールの整備
 - ・実体法：情報に起因する問題行為に対する法的責任の明確化

- ・手続法：法的追及を容易にする手続の整備^c

3.3 結びにかえて

情報法という分野を研究する意味は、情報に焦点を当てることで、法律の解釈や立法政策に関する理解が深まり、よりよい法制度の実現に寄与することである。法制度は基本的に形のあるものを主な対象として整備が行われてきた。例えば、所有という概念は、有体物に対する物理的で排他的な支配を念頭に置いたものである。大事な物を他人に渡さない状態というのは、容易にイメージできる。これに対して「情報を所有する」ということはどういう状態なのかかなり曖昧である。それでも従来の制度の多くは、一定の物に情報が固定されることを前提に考えることで、とらえどころのない情報にも法的な秩序を及ぼすことができてきた。しかし、デジタル化とネットワーク化による、情報の自由な流通の拡大はとどまるところを知らない。「情報に関する法律は、有体物からの呪縛を解かれた情報をどのように規律して良いのか分からずに、途方に暮れている^d」のである。

こうした新しい問題を考えるためには、制度全体の体系的な理解を深めていくこととともに、技術面、運用面、制度面のオプションを正しく認識しつつ、法的要請と社会的受容性について検討する必要がある。実務に近いところで情報法の研究を行うことの意義は、こうしたところにあるのではないかと考えている。

参考文献

- 1) 名和小太郎『情報社会の弱点がわかる本』JICCブックレット（1991年2月）。
- 2) 小向太郎『情報法入門-デジタル・ネットワークの法律』（NTT出版,第3版,2015）。
- 3) 小向太郎『情報法入門-デジタル・ネットワークの法律』（NTT出版,初版,2008）。

c 小向（2015年）30頁

d 小向（2008）「はじめに」